

令和6年12月18日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件 の認可について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

記

(対象事業者)

株式会社エネアーク関西	法人番号：5120001118733
株式会社キョウプロ	法人番号：2130001010388
株式会社サイサン	法人番号：9030001003544
株式会社トーヨー	法人番号：8120001156284
伊丹産業株式会社	法人番号：5140001077993
丸亀瓦斯株式会社	法人番号：1130001035816
京都中央農業協同組合	法人番号：1130005006326
京都府漁業協同組合	法人番号：5130005012031
高橋商事株式会社	法人番号：2130001036788
山川株式会社	法人番号：2130001019132
上原成商事株式会社	法人番号：4130001019956
株式会社仙賀	法人番号：4130001035648
大阪マルキガス株式会社	法人番号：2120001146927
日米ユナイテッド株式会社	法人番号：3120001049022

(別 紙)

官 印 省 略
20241216近畿第43号
令和6年12月17日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について (回答)

令和6年12月16日付け20241213近畿第21号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。